

佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例

目次

前文

- 第1章 基本的事項(第1条—第3条)
- 第2章 各主体の役割等(第4条—第7条)
- 第3章 町内会等加入促進等の取組(第8条・第9条)
- 第4章 地区自治協議会の設置等(第10条—第13条)
- 第5章 雑則(第14条)

附則

美しい九十九島の自然、悠久の歴史、豊かな風土や文化に恵まれた佐世保市は、西九州北部地域の中心都市として、また多くの観光客が訪れる観光都市として発展を続けています。

佐世保市民は、町内会等を中心に豊かな地域コミュニティを構築してきており、この「人と人」や「人と地域」のつながりを基盤とする地域の力が佐世保市の発展に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら近年では、居住及び就業形態の変化、生活様式や個人の価値観の多様化などから地域との関わりに消極的な人や、地域に関わる余裕を持ってない人が増えてきています。

このような社会環境の変化の中で、町内会等では加入世帯の減少や高齢化などによる担い手不足により役員や参加者が固定化し、住民相互のつながりが希薄化するなど様々な課題を抱えています。社会全体においても介護や子育て、防犯、防災など単一の町内会等や団体では対応が難しい複雑化及び広域化する課題が増えてきています。

一方、本市の各地域においては、町内会等を中心に様々な団体が参加し地域を総合的に運営する地区自治協議会が活動を始めており、地域の自治力が高まっていくことが期待されています。

私たちは、近年多発する災害により、災害直後の対応や復興過程において隣近所で助け合い、支え合う「お互いさまの精神」に基づく地域のつながりがとても重要であることを再認識しました。

豊かな地域コミュニティを維持、再構築及び形成していくためには、市民等が地域の一員であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、さらに最も身近な町内会等が元気であり、各種団体が地域課題の解決のために力を合わせていくことが何よりも重要です。

ここに佐世保市は、地域コミュニティの活性化の推進に関する理念を明らかにし、町内会等への市民の主体的な加入と住民自治組織の活動への参加・参画が進むことを目指すとともに、市民等、住民自治組織、事業者など関係する全ての主体と力を合わせ、地域コミュニティの活性化を推進し、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

第1章 基本的事項

(目的)

第1条 この条例は、地域コミュニティの活性化の推進に関し基本理念を定めるとともに、市民等、住民自治組織及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにし、町内会等への加入及び参加・参画を促進し、並びに地区自治協議会の設置等について必要な事項を定めることにより、地域コミュニティの活性化を継続的かつ計画的に推進し、もって市民等が互いに支え合い、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 地域の住民が日常的に生活し交流を行っている地域社会における住民同士のつながり又は集まりをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者をいう。
- (3) 事業者 市内にその事務所又は事業所を置き、事業活動を行う者をいう。

- (4) 市民等 市民、市内に通勤し、又は通学する者及び事業者等をいう。
- (5) 町内会等 一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体又は自治活動を行っていると思われる集合住宅の管理組合であって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うものをいう。
- (6) 地区自治協議会 佐世保市コミュニティセンター条例(令和2年条例第45号)別表第1に規定するコミュニティセンター(佐世保市まちなかコミュニティセンターを除く。)が事業の主たる対象としている区域を基準とする区域内において、町内会等を中心に地域コミュニティの維持、再構築若しくは形成、地域課題の解決又は地域の活性化に取り組むことを基本として設置された団体であって、市長の認定を受けたものをいう。
- (7) 住民自治組織 町内会等及び地区自治協議会をいう。
- (8) 住宅関連事業 住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業(これらの代理又は媒介を含む。)をいう。
- (9) 住宅関連事業者 住宅関連事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 地域コミュニティの活性化の推進は、次の事項を基本理念に行うものとする。

- (1) 住民自治組織が担う公共的役割の重要性を認識すること。
- (2) 市民等、住民自治組織、事業者及び市が適切な役割分担のもとに連携し、及び協力しながら取り組むこと。
- (3) 市民等の多様な価値観又は自主性が尊重されること。
- (4) 市民等が支え合い、助け合う地域のつながりを強化し、主体的な地域活動が行われるようにすること。

第2章 各主体の役割等

(市民等の役割)

第4条 市民等は、住民自治組織が地域で安全・安心な生活を送るために重要な役割を担っていることを認識するものとする。

2 市民は、自らが居住する地域等の町内会等に加入するものとする。

3 市民等(事業者を除く。)は、住民自治組織の活動に主体的に参加・参画するものとする。

(住民自治組織の役割)

第5条 住民自治組織は、地域コミュニティの中心的な担い手として、誰もが参加しやすい開かれた組織を目指すとともに、主体的な活動を行うものとする。

2 住民自治組織は、市民の町内会等への加入を促進するものとする。

3 住民自治組織は、自らの活動への市民等の主体的な参加・参画及び交流を促進するものとする。

4 住民自治組織は、自らの活動に関する情報を、紙媒体等に加え、インターネット等も活用し、積極的に市民等に提供するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事務所又は事業所が所在する地域において行われる住民自治組織の活動への参加及び協力を努めるものとする。

2 事業者は、従業員がその居住する地域等の町内会等に加入することを促進するとともに、住民自治組織の活動に参加・参画することに配慮するものとする。

(市の責務)

第7条 市は、地域コミュニティの活性化を推進するに当たっては、住民自治組織の自立性及び自主性を尊重しなければならない。

2 市は、地域コミュニティの活性化を推進するための計画を策定しなければならない。

3 市は、住民自治組織が行う地域コミュニティの活性化の推進に資する活動等に対し、予算の範囲内で財政上の支援を行うなど、必要な支援措置を行わなければならない。

第3章 町内会等加入促進等の取組

(町内会等への加入促進等に関する市の施策)

第8条 市は、市民の町内会等への加入促進等に関し、次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 市民の町内会等への加入及び市民等の町内会等の活動への参加・参画の促進に資する積極的な広報及び啓発を行うこと。
 - (2) 市民の町内会等への加入及び市民等の町内会等の活動への参加・参画の促進に関する相談、情報の提供、助言等必要な措置を講ずること。
 - (3) 町内会等が設立されていない区域の市民が主体的に町内会等を組織することを促進するために必要な支援を行うこと。
 - (4) 市職員の町内会等への加入及び町内会等の活動への積極的な参加・参画を促進すること。
- (町内会等への加入促進等に関する住宅関連事業者の取組)

第9条 住宅関連事業者は、市民の町内会等への加入促進等に関し、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 市民の町内会等への加入及び市民等の町内会等の活動への参加・参画の促進に関する市の施策に協力すること。
- (2) 住宅関連事業を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者又は入居者に対し、当該住宅の所在する地域等の町内会等に関する情報の提供を行い、町内会等への加入を促進すること。
- (3) 住宅関連事業を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者又は入居者と当該住宅の所在する地域等の市民等との良好な関係が形成され、及び保持されるようにすること。

第4章 地区自治協議会の設置等

(設置)

第10条 市民等は、住民主体の自治の実現に向けた取組を進めるため、市長の認定を受けて地区自治協議会を設置することができる。

2 地区自治協議会の名称及び区域は、規則で定める。

(取組事項)

第11条 地区自治協議会は、次に掲げる事項等に取り組むものとする。

- (1) 地域コミュニティの維持、再構築又は形成に関すること。
- (2) 地域課題の解決に関すること。
- (3) 地域の活性化に関すること。

(認定)

第12条 市長は、次の各号のいずれにも該当する団体を地区自治協議会として認定するものとする。

- (1) 第10条第2項の規則で定める区域を活動の範囲とするものであること。
- (2) 活動する区域の市民並びに町内会等及び地域において活動する団体等を会員とするものであること。
- (3) 組織の運営について、透明性が確保され、かつ民主的な運営が行われるもので、その方法が規約に定められていること。
- (4) 町内会等のほか、地域において活動する団体等、多様な主体がその運営及び活動に参画していること。

(申請等)

第13条 前条の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 地区自治協議会は、前項の申請に係る事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、当該変更について市長に申請し、承認を受けなければならない。

3 市長は、地区自治協議会が前条に規定する認定要件に適合しないと認めるときは、認定を取り消すことができる。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月7日条例第45号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
-